

事 務 連 絡  
令和 2 年 8 月 6 日

各務原市内の介護保険サービス事業所  
及び有料老人ホーム等の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

介護施設等への布製マスクの配布希望の申出等について（周知）

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、現在のマスクの需要状況を踏まえ、厚生労働省において布製マスクの配布希望の申出を受け付けることとなりました。下記のとおり周知しますので、マスクの配布を希望する事業所におかれましては内容をご確認いただきますようお願いいたします。

記

1 配布希望の申出時期及び方法について

時期：令和 2 年 8 月 5 日（水）～当面の間

方法：配布希望を受け付ける専用のメールアドレスあてに、施設名・住所・電話番号・利用者と職員の人数・必要配布枚数等の情報を入力し送信（原則メールで受け付けだが、電話でも申出可能）

※詳細については、「2 添付文書」及び厚生労働省ホームページをご確認ください。

（URL）[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask\\_haifukibou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html)

2 添付文書

- ・介護保険最新情報 Vol.863

介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について

- ・介護保険最新情報 Vol.864

介護施設・事業所等に対する布製マスクの具体的な配布方法について

- ・リーフレット「介護施設等に皆様へ 布マスクの配布に関するお知らせ」

### 3 備考

- ・施設や事業所ごとに申請をお願いします（法人ごとの申請はできません）
- ・申出から配布までは、おおむね3週間程度を要する見込みです
- ・配布希望の申出は、1施設1回限りです
- ・送料や手数料など、マスクの配布に関して費用の負担をお願いすることはありません
- ・期間は当面の間としておりますが、状況によって終了する可能性もあります。ご希望の場合は早めに申し込みください
- ・布製マスクの配布に関する電話相談窓口  
0120-829-178（9～18時、土日祝日も実施）

担当	各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係 （大丸・山村）
電話番号	058-383-2067（直通）
F A X	058-383-6365（市代表）
Eメール	<a href="mailto:kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp">kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp</a> （課代表）